

令和5年度第1回取手市総合教育会議 議事録

1. 開催当時：令和5年12月13日（水）午前9時15分～午前10時20分
2. 開催場所：取手市役所 議会棟2階 大会議室
3. 出席者
中村市長
伊藤教育長、小谷野委員、櫻井委員、猪瀬委員、石隈委員
事務局
政策推進部 齋藤部長 政策推進課 高中課長、平野補佐、作田係長、山賀（記録者）
文化芸術課 飯山課長
教育委員会 井橋部長、森川次長、丸山指導課長、笠井教育総合支援センター長
塚本生涯学習課長、豊島スポーツ振興課長、蛭原教育総務課課長補佐

4. 議題

- (1) 第3次取手市教育大綱の策定について
- (2) 部活動の地域移行について
- (3) コミュニティ・スクールについて
- (4) その他

5. 議事内容

(開会)

市長：

皆さま、おはようございます。教育委員の皆さまにおかれましては、日頃より取手市の教育行政にご尽力いただき感謝申し上げます。この4月に市長に就任し、初めての総合教育会議を迎えることとなりました。また、時をほぼ同じくして、国においては「こども家庭庁」が発足し、こどもをまんやかに、第一に考えていくという新しい取組みがはじまったところです。

これまで私たち市長部局におきましても、また、教育委員会におかれましても、内外、様々な機関と連携を取りながら、子どもたちの学びや福祉の向上のために取り組まれてきたことと存じます。乳幼児期から就学期と、この切れ目のない支援を子どもたちみんなに届けること、また、多様性の中において、子どもたち一人ひとりに合わせたサポートをしていくこと、これは子どもたちの未来へ繋ぐ、私たち行政や教育機関の非常に重要な役割であると認識をしているところです。

そのような中、今から8年前に本市で起きた痛ましい事案を踏まえ、教育委員会においては、「取手市の新しい学校教育3つの取組」をはじめとして再発防止への改革に取り組んでこられ、この取組みによって、児童生徒が安全に、安心して、健やかな学校生活を送ることができる環境づくりに繋がっていると聞き及んでいるところです。

また、この学校教育とともに、市民の方々の学びに繋がる生涯学習や文化振興といった

取組みについても、取手市に住んでいてよかった、取手市のことをもっと知りたいといった郷土愛の醸成にも繋がっていくものであります。そのようなことから、この総合教育会議を通じて教育委員の皆さまとお話をさせていただけることは、子どもたちや学校教育という範囲を超えた、大切な機会であると捉えているところでございます。

今日は、その根幹となる教育大綱の改定をメインの議題といたしまして、また、教育委員会で取り組む各種施策の内容について、議論をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局：

ありがとうございました。本日は、第3次取手市教育大綱の策定、部活動の地域移行、コミュニティ・スクールの3つを議題とさせていただきます。それでは、取手市総合教育会議運営規程第3条により、議事の進行を中村市長にお願いいたします。

市長：

それでは、議事を進めさせていただきます。まず、第3次取手市教育大綱の策定についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局：

ご説明させていただきます。まず総合教育会議資料1をご覧ください。第3次取手市教育大綱（案）というものです。

教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年に改正されたことに伴いまして、地方公共団体は地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として教育大綱を市長が策定することとなっております。この教育大綱を協議するのが本会議となります。

この教育大綱の期間につきましては、法律上の定めはないものの、市長の任期が4年であること、また、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4年から5年を想定しているものとされており、本市におきましても、市の総合計画との連動性を持たせる4年を期間としておりまして、今年度が第2次教育大綱の最終年度となっております。そのようなことから、本年度中が次期教育大綱を策定するタイミングとなります。

それでは、大綱の主な見直し点についてご説明させていただきます。基本的な考え方としては、現行の教育大綱をベースとしましてこの4年間の変化についてへの対応及び新たな総合計画の基本計画を策定していることから、その内容を踏まえて修正を行っているというものです。

この新たな基本計画における市の6つの政策の中の一つとして、「未来をつくる世代を育むまちづくり」をうたっており、その取組みの柱として、「未来を担う人材を育てる学校教育」を位置付けております。また、「生きがいやつながりを持てる社会の実現」につ

きましても、取組みの柱として位置付けていることから、学校教育だけではなく、生涯学習や文化といった分野につきましても、この計画の趣旨を踏まえて今回盛り込んでいるものです。

1 ページの位置付けと期間、基本的な考え方及び目標につきましても、期間を新たな総合計画の基本計画に合わせた4年間とした以外は、学習指導要領の改訂等もなかったことから、修正点はございません。

続きまして、2 ページの基本方針となります。基本方針1をご覧ください。まずタイトルですが、基本方針1のタイトルとして、豊かなこころ、確かな学力、健やかな体という表現が第2次の大綱にありましたが、近年あまりこのような表現が使われなくなってきているということから、修正し、「未来を創り出す『とりでの子』」というタイトルとさせていただきます。本文部分につきましても、全体的に見直しをかけており、時代の流れに適応していく必要があるという趣旨を踏まえまして、デジタル化、特に生成AIの安全で効果的な活用、溢れる情報の取捨選択といった視点を盛り込んでおります。また、こども家庭庁がうたっているこどもまんなか社会、この趣旨につきましても追記をいたしました。

基本方針2につきましても、市民が心身ともに健康的な生活を送っていくための目標として、1市民1スポーツという目標を、新たに記載しました。

基本方針3につきましても、子どもをはじめとしたあらゆる層の方々に、文化芸術に関わる機会を作っていくことで、ウェルビーイング、要するに身体的、精神的、社会的に良好な状態に繋げていくということを新たに記載をしております。以上が主な修正点となっております。

また、今後の流れといたしましては、本日の会議で皆さまからいただいた意見を反映した後に、2月1日（木）から3月1日（金）までパブリックコメントにかけていくという予定となっております。その後、3月の後半に改めて総合教育会議を開催しまして、決定していきたいと考えております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

市長：

ただいまの説明について、ご質問やご意見がありましたら、よろしくお願い致します。

櫻井委員：

ご説明ありがとうございました。2 ページの基本方針1について、こども家庭庁の発足に伴ってこども基本法についても触れたというようなご説明でしたが、こちらの内容を読み上げさせていただきますと、「取手市では、これまで全員担任制やチーム指導、教育相談部会システムの導入、教育総合支援センターの相談業務の充実など、『こども基本法』に沿って、こどもの声を聞くことを大切にしながら」とあります。しかし、こども基本法

自体、公布が令和4年6月、施行が令和5年4月ですので、全員担任制やチーム指導、教育相談部会システムの導入、また教育総合支援センターの相談業務の充実は、取手市としては令和2年度から進めているものです。そうすると、この文章自体が誤ったものになってしまうので、そこを正しい文章にしていただければと思います。

事務局：

その点については、こちらも承知していたところでして、取手市においては以前からこのような取組みを進めていた中で、令和5年4月から子ども基本法が施行されたものです。ご意見いただきましたように、少し誤解を招きやすいような表現となっておりますので、修正しまして、皆さまに正確に伝わるような表現にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

市長：

他にございますでしょうか。

市長：

それでは、2つ目の議題であります部活動の地域移行について事務局より説明願います。

豊島課長：

部活動の地域移行についてご説明させていただきます。

学校部活動は、少子化や学校の働き方改革などにより、現在大変厳しい状況に置かれています。それらの問題に対応するために、国は中央教育審議会や国会から、地域での取組みとすべきであるとの指摘を受け、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしたものです。

令和4年には検討会議からの提言が示され、これを踏まえた総合的なガイドラインが策定されました。その中で、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すと示されたものです。

次に2番の取手市の取組みについて説明いたします。まず(1)といたしまして、取手市部活動地域移行推進協議会を設置しました。委員としては、取手市のスポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中体連、保護者、指導者、それから学識経験者、文化芸術関係団体の代表の方々、そして行政側の担当部局の部長並びに課長がメンバーとなっております。任期につきましては、令和5年6月から令和7年5月までの2年間、会議を年3回開いております。今年は第1回目を6月16日に開催し、地域移行事業の概要、部活動の現状及び取手市の事業計画について協議しました。

資料5ページから8ページまでが取手市内の各中学校の部活動の現状をまとめたものです。まず、資料5ページをご覧ください。こちらは令和5年5月現在の、各中学校の部活

動への生徒たちの参加状況となっております。部活動によっても差がありますが、目立つのは、野球や武道系の種目の人数がかなり少なくなっております。その一方でサッカーやバスケットボールなどは比較的人数が多く在籍しておりますが、細かく見ると、同じ学校でも人数が多い学年、少ない学年というばらつきが非常にあり、とても不安定な部員数となっております。

全体的な部活動への加入状況の傾向ですが、資料6ページにある、各中学校の年度ごとの部活動への加入率をまとめたものをご覧いただくと、全体的な傾向としては、運動部への加入率が徐々に下がっています。そして逆に文化系の部活動が少しずつ増えています。全体的に見ても部活動の加入者が少しずつ減っているという形になっております。これは取手市に限ったことでなく、全国的な傾向でもあります。

話を戻しまして、資料1ページの協議会についてですが、10月27日の第2回目には、モデル事業の進行状況について及び部活動地域移行に関するアンケート調査についての話をしております。今後の予定ですが、第3回目を2月に予定をしておりまして、モデル事業の状況報告・検証、6年度の事業の協議を行いたいと考えております。

2ページに行きまして、(2)モデル事業の状況についてご説明させていただきます。今年度取手市では、令和5年7月からモデル校において、毎週土曜、日曜のいずれか1日を地域クラブとして実施しております。モデル校に選びましたのは、藤代中学校と藤代南中学校の合同部活動による野球部及び剣道部です。野球部につきましては、9月から取手一中也加わり、3校での実施となっております。野球部はそれぞれ単独では人数が揃わず、3校合わせても現状16名ですが、地区大会で優勝、県南大会でも準優勝と破竹の勢いで勝ち進み、県大会に見事出場ということで、大変活躍をしていただいているところです。

そしてモデル事業についてですが、指導者からのお話では、指導者間でも連携をうまく取ることができ、考え方も合っていることから、子どもたちも迷わず活動できており、保護者も応援や車出し、送迎など熱心に協力をしてくださり、大変助かっているとのことでした。また、指導者側も複数いることで休みも取りやすくなったというようなお話をいただいております。

続きまして(3)のアンケート結果につきまして、資料9ページからとなります。今回のアンケートにつきましては、公立中学校6校の1年生と保護者、6校の教職員、モデル事業に参加している生徒、そしてその保護者の5点を対象として行っております。

まずこの中学校1年生の子どもたちの意見で目立ちましたのが、他校の生徒との交流や専門的な指導に対する期待や、指導者がどのような人なのかという心配などでした。また、自校以外の生徒との人間関係を心配する声もありました。

次に保護者の意見となりますが、こちらは専門的な指導への期待をする一方で、指導者への不安感、参加費や送迎などの負担が増えることへの不安が見受けられました。

次に教職員の意見としましては、教員目線でのご意見が多く、平日部分と休日の地域クラブとの連携、意思疎通、トラブル時の対応などを不安視される声も多く聞かれました。

また、生徒の人間関係が見えにくくなるのではないかといった意見や、一方で、継続して部活動の指導者としてあたっていきたいというご意見の先生も、少なからずいらっしゃいました。

それからモデル事業への参加生徒については、全体の3分の2の67%から、このクラブに参加してよかったというようなご意見をいただいています。同じくモデル事業に参加した保護者のご意見ですが、こちらは調査数が少なかったのもありますが、全ての保護者の方に、このモデル事業に参加してよかったと答えていただいております。その中には、「他の中学校の方との活動が、少々不安でしたが、優しい先輩方のもとで楽しく活動しています。人数が増えて、練習にも活気が出て、試合にも勝てるようになって、子どもたちは大変喜んでいます。」というようなご意見もいただいているところです。

資料の2ページに戻ります。この部活動の地域移行にあたりましては、大きな課題が山積みとなっております。その中で大きく3点ほど挙げさせていただきます。

まず1番目としてその運営費、お金の問題です。指導者の謝礼や、参加者の費用負担などといったものです。本来、地域クラブの運営費は、学校活動から離れた活動であることから、受益者負担が基本となるものです。しかし、現在の取手市のモデル事業では、地域移行したクラブと、まだ地域移行していない今までの部活動に参加している生徒との間の費用負担に差があることは、好ましい状況ではないと考えまして、参加費の負担は現在のところ公費によって賄っているところです。

しかしながら、今後地域移行が進めば、指導者の謝礼やその他運営費など、受益者負担は避けられないものと考えております。その一方でまた、生活困窮家庭などが費用負担のために参加出来ないという状況は、考慮しなければならない課題であると考えております。

次に3ページにいきまして、2番目の課題といたしましては、指導者の確保が挙げられます。現在、取手市のモデル事業では、部活動の担当顧問である先生に、兼職兼業によって指導を行っていただいているところですが、今後は地域人材からの指導者の確保が必須であると考えています。また指導者に求められるものとしまして、競技面の技術のみならず、コンプライアンスや子どもたちを指導する上での資質を備えている必要があると考えています。県でも人材データベースを立ち上げているところですが、まだ十分な人数ではありませんし、市としまして、スポーツ少年団を初めとした関係各団体への協力を呼びかけをしていかなければならないと考えています。

そして3番目としましては、運営体制の整備についてです。現在取手市では、私ども教育委員会が運営の主体となりまして、地域での活動を行っているところですが、地域での活動として根付かせるために、できる限り早い時期に、取手市の地域クラブ全体の運営組織を立ち上げていく必要があると考えています。今後、他の自治体などの情報収集と研究を進めまして、その体制案などについて、推進協議会でもさらに議論を深め、取手市にふさわしい形での体制整備を進めていきたいと考えております。

最後に4番目の今後の予定になりますが、次の4ページは令和5年度の1年間の内容と

なっております。7月からモデル事業を始めまして、その後、先ほどご案内しましたアンケート調査を行いました。また学校に対してヒアリングなどを行いまして、令和6年度の進め方も各学校と協議しております。この12月中に来年度の方針を固めまして、年明けには中学校の生徒や保護者に対して、私どもの取組みについてのご案内やご説明をさせていただく予定となっております。そして来年度につきましては、各中学校の2つのクラブをモデル事業として進めていくということで考えております。さらには令和7年度には、現在の部活動の約半分の部活動について、休日の部活動を地域クラブへ移行したいと考えております。そして令和8年度には全ての部活動について、休日の部活動を地域クラブへ移行したいと考えているところです。簡単ではございますが、以上で部活動の地域移行についての説明となります。

市長：

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

石隈委員：

ご説明ありがとうございました。私から2点です。資料3ページの指導者の確保の中に、「競技面の技術のみならず、コンプライアンスや子どもたちを指導する上での資質を備えている必要がある」というものがありますが、これは極めて重要だと思います。今までも部活の中での体罰など色々問題がありましたが、クラブとなりますと勝利至上主義が強くなる危険性もありますので、指導者の資質をしっかりと見極めていただきたいと思います。

学校の先生方も教育者ですが、地域のサポーターの中には教育者である以上に、アスリートという側面が強い方もいらっしゃると思います。しっかりと研修を行い、ゆくゆくは取手市の部活動指導員のような認定制度を設けるなどによって、この人だったら安心だという方に担っていただけると良いと思います。

2点目は、今後の予定ということで、運動部だけではなくぜひ文化部も地域ごとでやっていただきたいと思います。取手市は文化芸術面が豊かな町なので、文化部の地域移行は、おそらく他の市町村よりももっといろんなことができるのではないかと期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

市長：

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

小谷野委員：

ご説明ありがとうございました。教育委員会の定例会でも少しお話ししましたように、この問題は大変難しい問題だと常に感じておりまして、先生方も部活動から離れたたいという思いを持っている先生と、部活動への強い思いを持っている先生方がおり、その兼ね合

いが非常に難しいところだと感じております。石隈先生からお話があった、地域の人材活用をスポーツ面でどう生かすかについてですが、絶対数が少ないだけに、どこから人材を引っ張ってくるのかとなったときに、この3年間で果たしてどこまでやれるのかという不安が強くなります。しかしそれでもやり遂げようと頑張っていかなければならないと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、そのために子どもたちをどのように説得していくのか、協力を呼びかけるのかは、とても難しい問題だろうと思います。そういう意味で、今後の予定にある2月の中学校の説明会の中での位置付けは、とても大事な部分になるのではないかと思います。説明会の際にはどなたが説明を担当するというような形で今考えているのでしょうか。

豊島課長：

小谷野委員のご質問にお答えいたします。この2月の説明会につきましては、来年度中学校に入学する現在の小学校6年生を対象とした入学説明会に我々職員が出向き、直接現在の取組みや現状を話した上で、6年度は具体的にどの部活を地域移行にして休日の取組みを考えているかというようなことを説明したいと思います。説明するのは私や指導員として来ていただいている黒羽先生から保護者の方々にご説明したいと考えております。

小谷野委員：

ありがとうございました。やはり直接携わっている方々で説明していただくということは、保護者や子どもたちにとっても安心材料になるだろうと思います。

また1年目ですが、こんなことが良かったとか、アンケートの結果を十分に良い面で宣伝していただくということがとても大事だろうと思いますので、そのあたりもお願いします。

市長：

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

猪瀬委員：

部活動が地域移行となることについて、私も保護者の1人として、他の保護者の方々からよくお話を聞く機会があります。課題にもあるように受益者負担になるとのことで、保護者が送迎や活動費の負担をすることになるため、今後どうなってしまうのかと不安に感じる点が多くあるようです。私自身も質問されることがありますが、なかなかうまく答えることができないため、先ほど豊島課長がおっしゃったように、保護者説明会の際に丁寧に説明していただければ、保護者の方々にもよくお話を聞いていただけるのではないかと思います。

初めての試みであるため、保護者の方や生徒の皆さまも不安に思うことがあるかもしれ

ません。そのためより丁寧な説明で進めていただければと思います。これまではPTAからバス代や市郡大会、県大会の代金を出していたことから、様々な問題が出てくるかと思えます。重要となるのは主役の子どもたちであり、彼らが生き生きと活動できるようなものとなれば良いと思っております。

市長：

ありがとうございます。その他ございますか。

市長：

今、色々なお話が出たと思います。認定制度も含めて考えていく中で、文化部も充実させる。それから先生方の中にも、部活動に強く関わりを持ちたい方とそうではない方がおりますので、そのような点を考慮して、今後の進め方をしっかりと考えていく必要があると思います。また今、課題として挙がっている受益者負担についても、子どもたちや保護者に説明をすることが重要ではないかと思っております。

最初のご挨拶の中でも申し上げましたが、やはり今、子どもをまんなか、第一に考えていこうという取組みがされている中で、本当に子どもがまんなかにいるのかも含めて、しっかりと指導者の確保や課題に対して向き合って欲しいと思います。

それでは、次は3つ目の議題としてコミュニティ・スクールについてを議題といたします。事務局から説明願います。

塚本課長：

生涯学習課塚本です。コミュニティ・スクールについてご説明します。総合教育会議資料3をご覧ください。まずは、1ページ「学校運営協議会の概要について」になります。

学校運営協議会は、地方行政組織及び運営に関する法律に規定された法定の協議組織になります。協議会を設置した学校がコミュニティ・スクールとなります。

本協議会の役割としては、学校の教育目標やビジョンを学校と共有するとともに、市や県の教育委員会や学校長へ意見を述べるができる機関になります。協議会委員には、保護者、地域の方々、民生委員や地域団体の方に入ってください、学校支援等の協議を行っていただいております。

これまでのコミュニティ・スクールが設置されていない学校には、学校評議委員が設置されており、学校の求めに応じて、学校の教育活動や地域との連携について、ご意見をいただいております。

新たにコミュニティ・スクールを導入する学校の委員には、この制度に変わり、学校運営及び学校運営に必要な支援について、協議を行っていただき主体的に関わっていただきます。地域と学校が一体となって子どもを育む環境を構築することが設置の目的となります。

2 ページをご覧ください。学校運営協議会の主な機能・権限としては、学校長が作成する学校運営基本方針、学校の教育目標やビジョンを承認すること、教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について、意見を述べること、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、任命権者に意見を述べることの3点となります。

導入により期待される効果としては、当事者意識が高まり、学校運営に責任を持って参画し、十分な権限を持つ自立した合議体として、効果的な学校運営に多様な意見を確実に反映させること、永続的かつ安定した学校運営のための仕組みを継続的に取り組むことが可能となります。

児童生徒には、地域の方が入ることで、学びや体験活動の充実、地域の担い手としての意識の向上、保護者、地域にお住まいの方にとっては、学びを地域ぐるみで支援できることや、保護者や地域の方、学校の先生との人間関係の構築が見込めます。

委員の皆さまに、学校運営や学校の教育活動の現状を見ていただき、知っていただくことで、できることから、学校運営や必要な支援の協議を行い、実施していくこととなります。

協議会で話し合われた内容は、地域にも情報提供、周知し、地域を巻き込んでいく形となります。

3 ページをご覧ください。令和5年5月1日現在のコミュニティ・スクールの全国状況です。全国では、52.3%の18,135校が協議会を設置しており、前年度比9.4ポイントの増となっています。

4 ページは、茨城県の状況です。茨城県では、39.7%の学校に、コミュニティ・スクールを導入されております。取手市は、7校で、33.3%の導入率、県下21位となっております。

5 ページは、導入校になります。市内6小学校と1中学校の計7校で実施しております。次年度は、市立全小中学校で実施できるように準備を進めております。学校の現場では、学校運営の担い手不足や地域コミュニティの希薄化などの課題に直面しており、協議会では、学校が抱える課題を委員が共に共有協議し、年間数回集まって、各々がアイデアを出し合い課題解決に向けて取り組んでいるところです。

6 ページは、学校運営協議会の研修会の実施状況になります。コミュニティ・スクールを実施するためには、制度の理解や実施方法等を学ぶ機会が必要となります。設置校を対象とした全体研修会を4回実施し、学校運営協議会の概要、問題解決のための熟議の仕方、学校評価、基本方針及び評価結果の取りまとめ方など実践的な研修を行っております。

7 ページは、研修会の様子になります。第2回、第4回には熟議を行い、学校支援や子どもたちに付けたい力や基本方針の内容について協議をしております。

8 ページにおいては、客体を変えた協議会以外の研修会の実施状況となります。コミュニティ・スクール実施に向けては、学校でコミュニティ・スクールに取り組む校長先生や教頭先生のそれぞれを対象とした研修や、協議会の委員になっている公民館の館長向けの

研修、民生委員・児童委員向けの研修、青少年相談員に向けての研修など、各客体が、学校運営にどのように関わっていただけるか、協力できるのかを順次研修を実施しているところです。また、研修の内容も、福島県の小学校のコミュニティ・スクールの進め方から、東京都杉並区の都市型のコミュニティ・スクールの実施方法など多様な研修を実施しています。

9 ページは、実施校における具体的な取組みとなっております。学校では、今日まで概ね3回の協議会を開催し、子供たちに付けたい力、どうしたら力を付けられるのか、また、学校の基本方針作成に向け、地域や保護者がどう関われるかについて熟議を実施しております。学校でよく出るテーマとしては、登下校の見守りの問題があり、学校によっては、保護者が見守りを地域で行いたいとの提案があるところもあり、その方法について話し合いを進めております。

続きまして10 ページです。コミュニティ・スクールで話し合った内容が具現化した例になります。こういった活動は、地域学校協働活動といいます。11 ページにもありますが、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指しております。学校と地域ともにパートナーとして連携・協働していく活動になります。

12 ページは、その具体例として、地域住民と保護者で登下校時の見守り活動を行っております。

13 ページは、協議会の中から実現した、山王小の山王地区合同大運動会の様子です。今までは、子どもが卒業した後、学校との関わりがなくなってしまった地域の方が、学校に入る機会がなくなってしまっていたが、こういった機会を通して、学校に訪れるようになり、顔が見える関係になることで、14 ページの地域の方も入った形での、校庭の除草作業や地域の花壇管理、地域の方が、先生として絵手紙や習字を教える活動につながってきております。

15 ページは、取手西小で設置された、コミュニティ・スクール室の写真です。気軽に地域の方が、学校内に集える場所を設置することで、顔が見える関係ができてきています。

16 ページは、白山小の事例で、古紙の回収場所を小学校に設置し、その収益で子どもたちの活動の財源として活用することが出来ないかとの検討がなされております。

最後に17 ページになりますが、今後のコミュニティ・スクールのスケジュールになります。

こういった学校協働活動は、各学校で行われている活動の一部です。コミュニティ・スクールを設置したことで、地域と学校の関係者が話し合う場ができ、そこから活動が生まれてきています。コミュニティ・スクールで、話し合いを続けることで、地域発案の地域学校協働活動が少しずつ、充実してくるかと思えます。

来年度は、地域の方との協議の場である学校運営協議会を市内市立小中学校全ての20校に設置を進められるよう準備を進めており、その支援のための活動を、今年度同様、精一

杯実施してまいりたいと思います。具体的には、導入のための一括研修を、4回実施し、また客体を変えた各種研修会も実施してまいりたいと思います。また、アドバイザーも行っていきます。

学校運営については、今年も二中からも出ていますが、学校の基本方針の議論に、保護者、地域住民に加えて、生徒にも入ってもらって、自分の学校をより良くするための検討をして行っております。今後とも、教育委員会としても学校と地域の方が協力して、子どもたちを育むための活動を支援していきます。以上となります。

市長：

ご説明ありがとうございました。ご質問やご意見ありますでしょうか。

小谷野委員：

ご説明ありがとうございました。お話の最後に「生徒にも入ってもらって」というような内容がありましたが、これは非常に大事なことだと思いました。やはり自分たちに対して地域の方々がどのように関わってくれているのかを知ることができる1つでもあります。将来にわたり、自分が卒業した後に、どのように学校と関われば子どもたちとの関わりもできるのかを知る一例でもありますので、それがあかないかで将来的なものとしては大きいと思います。

自分たちと地域の方々との関わり合いをしっかりと考えること、その基本的なものがここで生まれてくるのだらうと思いますので、積極的にやっていただきたいという思いを強く持ちました。ありがとうございます。

市長：

ありがとうございます。その他にございますでしょうか。

櫻井委員：

ご説明ありがとうございました。このコミュニティ・スクールにつきましては、取手市で取り組むということで、それにあたって、私自身も勉強したいという気持ちで、社会教育士・社会教育主事の任用資格である社会教育士の資格を取る勉強をさせていただきました。

その勉強の際に感じたのは、学校側はもちろんのこと、地域の皆さまに、このコミュニティ・スクール、あるいは地域学校協働活動への理解を十分に図ってから進めなければ、なかなか難しいということでした。

そういった意味もありまして、先ほど塚本課長にご説明いただきました、客体を変えた研修、つまり学校側だけではなく受け入れる地域の側に対しての研修も必要だと思います。例えば先日していただいた民生委員・児童委員研修会、また来年の1月に予定されている

青少年相談員の研修会など、地域で実際にコミュニティ・スクールの運営協議会の委員として入ってくださる方への理解を進めることが特に重要なポイントだと思いました。

安齋先生につきましては、CS マイスターとして何度も来ていただいておりますが、それぞれの研修会のたびに、手を替え品を替え皆さまの理解を図っていただいております。民生委員・児童委員の研修会の折には、研修に参加されているご高齢の方に対しても、非常に分かりやすくお話しいただきました。また今度予定されている青少年相談員の研修会につきましては、青少年相談員の皆さまに理解を深めていただくために、自分たちが学校にどのような形で関わっていくことができるか検討する、そのような研修会になっています。このような客体を変えた研修会というのを、今年度だけで6回実施いただいております。非常にありがたいと思っています。

実際に学校運営協議会の委員の中には、運営協議会に行ったとしても、自身が学校から離れており、自分の子どもも学校に在籍していないのに、PTA でもない地域の住民としての立場から意見を述べにくいと感じている方もいらっしゃるようです。したがって、そういった方々への今後のフォローが必要だと思います。研修の段階ではなく、実際に学校運営協議会が活発に活動していくための、フォローをする立場の人など、取手市独自の人材を発掘して活用していくことも大事かと思えます。よろしくお願いいたします。

市長：

ありがとうございます。他にございますか。

石隈委員：

ご説明ありがとうございます。取手市のコミュニティ・スクールが良い形でスタートしてよかったと思います。10 ページのコミュニティ・スクール連携活動内容の中に、学校授業の補習ボランティアというのがあるのがとても良いと思いました。

日本の学校は、教室の中に先生が1人で子どもがたくさんいて、子どもたちはその場でしっかり勉強しているという特徴がありますが、海外から視察に来られた方はその様子に驚かれます。アメリカの小学校では、地域の保護者が丸付けやコピーなど、先生のアシスタント的な役割を果たしており、かなり自由に学校に出入りしています。こうした複数の大人がいる環境は良いと思いました。

私は心理職で、スクールサイコロジストのインターンがアメリカの小学校であり、子どもたちと接しましたが、「あなたは誰のパパなのか」と聞かれたことがありました。これほどまでに親が自由に学校に行くことができる環境は参考にすべきだと思います。

ボランティアというのは、少ない人で多くのことをやるのでは長続きしません。多くの方が小さいことをやるというのを、このコミュニティ・スクールにて、学校授業の補習ボランティアを皮切りにして始めていければ良いと思います。そしてゆくゆくは、こうした支援を行う方々に交通費などが支給されると良いと思います。

市長：

ありがとうございます。他にございますか。

伊藤教育長：

このコミュニティ・スクールについても、先ほどの部活動の地域移行についても、地域との関係をどうするか、そして市民の中で実働していただく方をどう確保するかはとても大切だと思います。そこで、私はやはり費用が問題となってくると思います。

コミュニティ・スクールにおいてある程度活動を支えてくださる方々には、ちょっとした報酬というか、見合ったものが必要ではないでしょうか。それを市の行政で考えるのか、広く必要性を訴えてクラウドファンディングなどの賛助金を求めるのか、いくつか手法があるとは思いますが。これは活動を長引かせるためにも大切なことだと思います。

一定期間活動があった後、次に別の方々が関わるということもあるので、教育委員会はもちろんのこと、せつかくの総合教育会議の場なので、政策部門など、市役所の中でも話し合いを持っていただくとありがたいかなと思います。

市長：

ありがとうございます。他にありますか。

市長：

今も色々なお話がありました。生徒が中に入って地域を知ることが大切だということや、将来的に自分が卒業した地域とどのように関わっていくのかを、今の段階でも知っておくことが必要だという意見がありました。

また、学校側はもちろんのこと、地域に理解してもらうことが非常に大切ではないかという意見もありましたが、やはり研修会が重要であり、その中で地域の方々の理解を進め、どのように関わっていくのかをしっかりと勉強したいというところがあるのではないかと思います。

そして、コミュニティ・スクールの連携という部分で、ボランティアや支援が欠かせないということ。そういった中、やはり地域の方々との関わりが非常に大切だという意見などが、今出たと思います。

教育長からもありましたが、地域等の関わりの中で実働する人、そういった人員を確保することが非常に大切であり、それには費用面の問題が間違いなくあるだろうとのことで、クラウドファンディングも含め、行政でもこれからも考えていかなければならないと思います。持続可能という言葉をよく使いますが、次に支えてくださる方々のことをしっかりと考えることが、活動を支えるという意味でも必要なだろうと思っています。

色々と考えますと、地域との関わりは非常に大切であり、コミュニティ・スクールもこ

れから取手市はどんどん変わっていくと思います。これからも皆さまと議論を重ねて、スピード感を持って取り組んでいきたいと思っています。執行部の方にもよろしくお願ひしたいと思っています。

何か他にございますか。

石隈委員：

最初の教育大綱に戻ってもよろしいでしょうか。取手市の総合計画で「豊かなところと個性を育むまちづくり」ということですが、現在にマッチした立派な方針だと思います。

今回の目標が「未来を拓く、豊かなところと個性を育む」ということで、今、個性という言葉が色々なところで色々な使われ方をしていますが、この取手市の「個性を育む」というのは、個性を認める、多様性を認めることから出発し、育むことではないかというのを、意見として述べたいと思います。また、育むというと、何かを伸ばせばいいのかと思われがちですが、尊重しようというところから出発しているということを確認したいと思っています。

生徒指導提要の改訂が令和4年12月に出ましたが、そこでは個性を認め、良さや可能性を伸ばすという表現を少し砕いて言っています。そこで、私はこの取手市の目標はこれでいいと思いますが、2ページにある基本方針2の第2段落の「豊かな心と個性を磨き」というのは、「個性を磨き」という表現が少々言い過ぎではないかと感じました。この部分を「個性を尊重し、豊かな心を育て」ほどにすると丁度良いのではと思いました、

それから、先ほど櫻井委員が触れられたこども基本法については、最後の行あたりを少しずらすなど、時間軸で訂正することには賛成です。以上です。

市長：

貴重なご意見ありがとうございます。今お話のあった個性を尊重するという、また個性を伸ばすというのは認めることなのか、可能性を伸ばすことなのか、そういったことも含めて、ご検討いただければと思います。事務局からは何かございますか。

事務局：

色々のご意見いただきましてありがとうございます。教育大綱につきましては、櫻井委員と石隈委員からご意見いただきましたので、先に修正案を作成いたしまして、改めて各委員の皆さまに修正したものを送らせていただき、その後パブリックコメントを行っていききたいと思います。よろしくお願ひします。

市長：

ありがとうございました。他に何かありませんか。

猪瀬委員：

今、学校などの連絡で「ホームアンドスクール」というアプリで、不審者情報等の警告をしてくれるのですが、ほぼ毎日イノシシの情報が流れてきます。現在はまだ河川敷や土手などで、市街地にいるわけではないのかなと思っているのですが、今後それが、例えば土手から街に移動するなど、通学路に出現する可能性が出た場合に、急遽捕獲や駆除を行い安全を守るのか、またそれは可能なのかと思い、質問させていただきたいと思います。

市長：

毎日イノシシが色々な場所で目撃されており、既にふれあい道路を走っていたなどの情報もありました。ということは、相当な数がいるのかなと私も感じております。イノシシは人が嫌いだという情報もありますが、生きていくためにどのような行動に出るかはわかりませんので、市としては、様々な形で連携しながら対応していく必要があると思います。

教育長：

これについては、つい先だって教育委員会内で次長とも話をしており、通学路は少しエリアが広いため、どう対処するべきだろうかと考えておりました。出会ったら大きな声を出さないといったやり方もありますが、果たして子どもがそれをできるかどうかという問題もあります。

また、駆除でなくてもイノシシが嫌がるものはないかということと、後は学校の敷地内に侵入するような事案が発生した場合どうするかなど、エリアを限定することも考えなければいけないので、それについては既に取り組んでいる自治体があるかどうかを調べ始めたところです。

市長：

本日は大変お疲れさまでした。次はまた、年度内にパブリックコメントの結果等を踏まえ、教育大綱の最終案について議論させていただく形になるかと思います。引き続き、教育委員の皆さまと意見を交わしながら、教育環境の充実のために連携を図っていきたいと思います。

以上で第1回取手市総合教育会議を閉会をいたします。ありがとうございました。